学力に関する証明書の基本的事項

―免許法上の位置付け・証明書様式・法令上の規定事項と大学の裁量事項の区別について―

◆：論点となる事項

１．「学力に関する証明書」とは

教員免許申請用の単位修得証明書で、通常の成績証明書とは異なり、申請校種・教科に関係する単位のみ証明する証明書。

☞大学の教員免許業務Q＆A　Q81

|  |
| --- |
| Q　教育職員免許状を申請する際の「学力に関する証明書」について、以前は「基礎資格・単位修得証明書」でしたが、いつからどういう理由で変わったのでしょうか。A　「学力に関する証明書」の様式が免許法施行規則に規定されたのは平成20（2008）年3月の免許法施行規則の改正で、平成21（2009）年4月1日から、この様式が使用されることになりました。平成21（2009）年3月31日以前は「基礎資格・単位修得証明書」という名称でした。　様式の最低基準が明示されたのは教員免許更新制の導入と関係があります。教員免許更新制の導入により、平成21（2009）年4月1日以降に発行される免許状には有効期間が付されることになりました。その有効期間の起算点を証明書から判断できるように、「基礎資格・単位修得証明書」の時代にはなかった「上記の全ての単位を修得した年度」という欄が設けられました。この欄を必須項目とすべく様式の最低基準が整えられたものといえます。なお、免許法では、昭和24（1949）年の法律制定時から学力に関する証明書という文言が使用されていました（第7条第1項）。ただし、通常の大学教務においては単位修得証明書という名称が一般的に使われていたため、教員免許取得用の単位修得証明書のことを「学力に関する証明書」と呼ぶことはありませんでした。　平成20（2008）年の免許法施行規則の改正に伴い、これまで様式が規定されていなかった教員免許取得用の単位修得証明書のことを正式に「学力に関する証明書」と明記し、今後この名称で発行するよう文部科学省から示されたことから、改正施行規則の施行日（平成21（2009）年4月1日）以降は、「学力に関する証明書」と呼ぶことが一般的になっています。 |

※Aの2段落目「平成21（2009）年4月1日以降に発行される免許状には有効期間が付されることになりました。」という表現は厳密には「平成21（2009）年4月1日以降に初めて発行される免許状には有効期間が付されることになりました。」というのが正しい。

参照：文部科学省ホームページトップ>教育>教員の免許、採用、人事、研修等>教員免許更新制>＜解説＞教員免許更新制のしくみ> 3．免許状の有効期間（修了確認期限）

http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/koushin/08051422/003.htm

○　「学力に関する証明書」の証明方法を理解するにあたっては、まずは、教員免許事務の中におけるこの証明書のもつ位置付けを把握することが大事である。

○　「学力に関する証明書」は、免許状発行の基礎資料となるので、どの部分が教員免許制度のどこに影響を与えるのかということを理解することができれば、どこを間違ってはいけないのかが容易にわかる。

○　「学力に関する証明書」は、教員免許更新制と密接に関係しているので、教員免許更新制の大きな枠組みを理解するところから入ると「学力に関する証明書」のことが理解できると考える。

☞参考資料：小野勝士（2015）「教員免許更新制度導入に伴う教員免許事務の課題について」『教師教育研究』第28号、pp.121～130

２．法律上の位置付け

▼教育職員免許法

|  |
| --- |
| （証明書の発行）第7条　**大学**（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）**は、免許状の授与、**新教育領域の追加の定め（第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めをいう。）又は教育職員検定**を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。**《第2項～第4項　省略》5　第1項、第2項及び前項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。 |

⇒「文部科学省令」＝第1項については、教育職員免許法施行規則第73条　別記第2の1号～4号様式

☞　教育職員免許法が委任する文部科学省令は教育職員免許法施行規則である。

インターネットの法令検索では法律が委任する委任先の条文はどこかわからないことが多い。「教員免許ハンドブック」掲載の法規集には記載されているので、法律の委任先を調べる場合はそれにあたるとよい。

▼教育職員免許法

|  |
| --- |
| 第21条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。《第1号　省略》二　第7条第1項又は第2項の請求があつた場合に、虚偽の証明書を発行したとき。《第2項　省略》 |

☞「誤発行」は第21条の処罰対象となるか？

◎いろは綜合法律事務所・大西康嗣弁護士（大阪弁護士会所属）の見解

|  |
| --- |
| Q　成績表をもとにエクセルファイルの証明書様式に入力しますので、誤発行がたまに起こります。　単純な誤発行について「虚偽」にあたるのかどうか、また、この「虚偽」という用語の示す範囲についてご教示願えればと思います。A　虚偽とは、真実でないことを偽って、真実であるとすることです。　但し、刑法を初めとする各種罰則規定は、故意犯のみを処罰するのを原則としていて、過失犯については、過失犯処罰規定がない限りは、処罰されません。　そうすると、エクセル作成時の誤発行は、過失によって引き起こされるものですので、過失犯処罰規定のない教育職員免許法における「虚偽」にはあたらないことになります。　したがって、誤発行は、同条では処罰されないとなります。 |

上記のとおり刑事上の責任は問われませんが、誤発行により請求者が不利益を被った場合は民事上の責任を問われることがあります。

★教員免許ハンドブック[[1]](#footnote-1) 1（解釈事例編58頁）

◎学力に関する証明書の発行義務

|  |
| --- |
| Q　大学は、免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から請求があったときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならないとされているが、最低修得単位数を満たしていない場合や退学など様々な要件を満たさないと、学力に関する証明書を発行しない大学がある。　　大学を卒業後、別の大学の科目等履修生として不足単位を修得しようとする場合、卒業大学から学力に関する証明書が発行されないと、どの単位が不足しているのかわからず、これから単位を取得しようとする大学等としても履修指導ができず対応に苦慮しているので、学生から請求があった場合は、学力に関する証明書を発行するよう、大学にご指導願いたい。A　第7条第1項により、大学は、免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から請求があったときは、学力に関する証明書を発行しなければならないことになっている。このようなことがあった場合には、個別具体的な大学名を文部科学省まで連絡してほしい。 |

☞大学の教員免許業務Q＆A　Q84

|  |
| --- |
| Q　教職課程の履修を申告制です。在学時に履修申告をしていなかった者から「学力に関する証明書」の発行依頼があり、在学時に履修申告がなかったことから発行を断りましたが、問題があるでしょうか。A　このケースで発行を断ることは免許法第7条の規定に反するものであり、問題があります。免許法第7条第1項に「大学（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）は、免許状の授与、新教育領域の追加の定め（第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めをいう。）又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。」と規定されています。つまり発行請求があった場合、必ず発行しなければならないということになります。また、このように発行を拒む大学があった場合は個別大学名を文部科学省まで連絡してほしいとの同省からの見解（教員養成・免許制度研究会編、1991a）が出ていますので、注意が必要です。 |

◆発行請求があれば課程認定を受けていない校種・教科等の証明書も発行しなければならないのか。

・中高の課程しかないが小学校の学力に関する証明書を求められる場合の対応。

・教育職員免許法施行規則第66条の6のみを証明する証明書の発行について。

【別紙①ページ：課程認定のない大学からの証明書】

☞大学の教員免許業務Q＆A　Q84

|  |
| --- |
| Q　本学が課程認定を受けていない免許状の種類について、卒業生から学力に関する証明書の発行依頼があった場合、発行してもよいのでしょうか。A　発行可能な学力に関する証明書は、課程認定を受けた学校種・教科に限ります。そもそも取得することができない資格の単位修得証明は発行できないという理屈と同じで、課程認定を受けていない学校種・教科の学力に関する証明書は発行できません。　このような発行依頼は、在学時に修得した単位をこれから卒業生が取得しようとする免許状の単位として使うことができるかどうかを確認のためのものと思われます。依頼者には、大学が発行できる学力に関する証明書は当該大学で認定を受けている学校種・教科に限ること、その証明書をもって先方の大学または都道府県教育委員会において、これから取得しようとする学校種・教科の免許状のための単位として使用や読み替え可能かどうか判断を委ねてほしいことを伝えるのが望ましいといえます。 |

◆厳封の要否

・法令上の義務付けはなく、都道府県によっても扱いは様々。

・本人が厳封をほどいて使用することはできても、厳封していないものを厳封することはできないので厳封を原則とするのが無難。

☞大学の教員免許業務Q＆A　Q89

|  |
| --- |
| Q　「学力に関する証明書」には厳封が必要でしょうか。また、「学力に関する証明書」は発行からどのくらい有効でしょうか。 A　原則として厳封が必要だと思われますが、必ずしもそうでないところもあるようです。都道府県教育委員会のウェブサイトの記載によると「開封無効」というところもあります。開封した状態で持参すると、改ざんしていないかどうかの確認が必要となったり、面倒なことが起こりえますので、厳封して提出することが適切と言えます。 次に有効期限ですが、免許法施行規則等に有効期限の定めがないため、都道府県教育委員会や大学により、3ヶ月、6ヶ月と取扱いは様々なようです。詳細は申請者から申請先に問い合わせるのが望ましいです。 |

３．証明書様式

▼教育職員免許法施行規則

|  |
| --- |
| （学力に関する証明書の様式）第73条　免許法第7条第1項に規定する証明書の様式は、別記第2の1号様式から第2の4号様式までのとおりとする。 |

⇒施行：平成21（2009）年4月1日

別記第2の1号様式（第73条関係）

|  |
| --- |
| 学力に関する証明書（別表第　）氏　名年　月　日生　　上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第　）第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。年　月　日○○大学　学長　○○　○○　印記1、基礎資格・学位の種類・在学期間　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日　～　　年　月　日（○○大学○○学部○○学科　卒業）2、単位・（教科）（養護）（栄養に係る教育）に関する科目（科目名）○○単位・教職に関する科目（科目名）○○単位・特別支援教育に関する科目（科目名）○○単位・（教科又は教職）（養護又は教職）（栄養に係る教育又は教職）に関する科目　　○○単位・上記の全ての単位を修得した年度　　年度・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（科目名）○○単位 |

備考

一　「（別表第　）」の箇所には、「別表第1」、「別表第2」又は「別表第2の2」と記入すること。

二　「学位の種類」の箇所には、「修士（　）」、「学士（　）」又は「短期大学士（　）」のごとく、学位の種類及び分野を記入すること。

三　「（教科）（養護）（栄養に係る教育）に関する科目」の「（科目名）」の箇所は、教科に関する科目については、「国語」のごとく教育職員免許法施行規則第2条から第5条に規定する科目名を、養護に関する科目については、「衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）」のごとく教育職員免許法施行規則第9条の表に掲げる科目名を記入し、栄養に係る教育に関する科目については、「（科目名）」の欄は設けないこと。

四　「教職に関する科目」の「（科目名）」の箇所には、「教職の意義等に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第6条第1項、第10条又は第10条の4の表のそれぞれ第2欄から第6欄に掲げる科目名を記入すること。

五　「特別支援教育に関する科目」の「（科目名）」の箇所には、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第7条第1項の表の第1欄から第4欄に掲げる科目名を記入すること。

六　教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の「（科目名）」の箇所には、「日本国憲法」のごとく教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目名を記入すること。

◎別記第2の1号様式　⇒　別表第1、別表第2、別表第2の2

◎別記第2の2号様式　⇒　別表第3～8

◎別記第2の3号様式　⇒　新教育領域の定め

◎別記第2の4号様式　⇒　教育職員免許法附則第5項の表第4欄、附則第9項の表第4欄、附則第18項の表第4欄、教育職員免許法施行規則第64条第2項の表第4欄

☆教職課程認定申請の手引き（平成22年度改訂版）253頁

|  |
| --- |
| Q　ホームページ上に学力に関する証明書の記載例が掲載してあるが、このとおりに作成しなければならないのか。A　ホームページ上に掲載してある学力に関する証明書は、あくまで記載例であるため、このとおりに作成する必要はない。　ただし、施行規則に規定されている文言は原則として学力に関する証明書に全て記載した上で作成することが必要である。ただし、適宜項目の追加等をすることは構わない。 |

⇒ホームページ上に学力に関する証明書の記載例

【別紙②・③ページ：文部科学省ウエブサイト掲載の様式】

文部科学省ホームページ>[教育](http://www.mext.go.jp/a_menu/a002.htm)>[教員の免許、採用、人事、研修等](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_h.htm)>[大学で教員免許課程を設けるには？](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/index.htm)>学力に関する証明書の様式の作成例

http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/kyoin/menkyo/syoumei.htm

☞大学の教員免許業務Q＆A　Q82

|  |
| --- |
| Q　文部科学省のウェブサイトに記載例が掲載されていますが、そこにある「確認欄」は必要なのでしょうか。また、記載例にあるように個別修得授業科目名も記載しなければならないのでしょうか。A　「学力に関する証明書」に最低限記載すべき事項については免許法施行規則第73条の様式に規定されています。そこには質問にある「確認欄」は規定されていません。　一方、免許法施行規則第73条の様式をもとに文部科学省が実際の証明書様式をウェブサイト上で示しています。（http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/kyoin/menkyo/syoumei.htm）このサイトでは、日常の業務でよく使用する別表第1の様式に「確認欄」というものがあります。この欄は、免許法施行規則に規定がないため記載上は任意項目となりますが、免許状を授与する立場や履修指導をする立場からすると、この欄、もしくはこの欄に代わる項目がないと免許状授与や履修指導において苦慮することになります。その理由は、教職に関する科目については「各科目に含めることが必要な事項」を含んで修得したかどうか、教科に関する科目については「一般的包括的内容」を含んで修得したかどうかが重要なポイントとなります。もし修得できていなければ修得しなければなりません。その修得の有無を確認するのが「確認欄」という項目だからです。したがって、記載上の任意項目については、発行様式が新法・旧法・旧々法のいずれの区分であるかに関係なく、限りなく必要な項目として認識しておく必要があります。　次に修得授業科目名を記載すべきかという点についてですが、免許法施行規則では定めがないため、修得授業科目名を記載しても修得単位数のみを記載してもどちらでも構わないということになります。ただし、提出先が個別授業科目名の記載を求める場合があります。求められる証明書の様式・内容に応じて発行するのが望ましいと思いますが、どうしても提出先の求める様式で発行できない理由がある場合は、提出先に事情を説明して対応について判断する必要があります。個別授業科目名を記載する場合、旧法の単位を**、**新法の単位にみなした場合の学力に関する証明書の記載方法について、どちらの科目名を記載すべきか、また、備考欄に、旧法・新法どちらの科目を記載しているか付記すべきか、ということで迷うことがありますが、法令上特に定めがありません。備考欄の記載については、任意項目であり、大学の判断に任せられます。読み替えを行った旨の記載があるとより丁寧なのではないかと考えます。 |

☞大学の教員免許業務Q＆A　Q83

|  |
| --- |
| Q　以前、「学力に関する証明書」には「本籍地」も記載するよう教育委員会から言われたことがありましたが、記載しないといけないのでしょうか。 A　「学力に関する証明書」に「本籍地」を記載する必要はありません。「学力に関する証明書」に最低限記載すべき事項は免許法施行規則第73条に様式によって規定されています。そもそも「学力に関する証明書」という名称や施行規則に様式が規定されたのは平成20（2008）年3月の免許法施行規則の改正で、平成21（2009）年4月1日から、この様式が使用されることになりました。平成21（2009）年3月31日以前は、様式も全国的に定まっておらず、各大学が所管の都道府県教育委員会の指導のもと、様式を作成していました。また、都道府県教育委員会規則において様式を定めている自治体もありました。その当時は免許状に記載することになっている「本籍地」についても証明書様式に盛り込み、大学が証明するよう指示されていたことがありましたが、免許法施行規則に規定する「学力に関する証明書」の様式には本籍地の欄は無いため、記載の必要はありません。ただし、各大学の判断で記載することを妨げるものではないとの取り扱いになりました。 |

★最終的に学力に関する証明書の記載内容は免許状にどのように反映されるのか。

【別紙④ページ：教員免許状（新免許状・中一種免）】

○申請者記載の申請書と学力に関する証明書の記載内容の一致を確認される。

・氏名　・生年月日　・学校種、教科

○転記される証明内容

・根拠規定　・基礎資格

・教育機関等名（基礎資格取得大学・学科等名、基礎資格取得日（卒業または修了年月日））

・修得単位←法定最低修得単位数のみ記載される。

・有効期間満了の日←上記の全ての単位を修得した年度と基礎資格取得年度のうち遅い方が起算点になる。

★根拠規定ごとに証明書様式は異なり、申請者の授与要件に係る別表に合わせて証明書を作成する。

⇒一般的に別表第1・2・2の2様式以外で請求されるのは別表第4様式ぐらいである。

★上記の全ての単位を修得した年度欄は必ず教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を除く。

⇒なぜか。

・そもそも免許法施行規則に規定されている「学力に関する証明書」の様式の使用開始は教員免許更新制が導入された2009年4月1日以降発行分からである。

・2009年4月1日以降発行の免許状には原則として10年の有効期限がつく。

⇒例外：2009年3月31日までの免許状取得者

・10年の起算点と有効期限の満了時はいつか。

・所要資格を得た日の属する年度の翌年度の初日以後、同日から起算して10年を経過する日翌日から起算して10年を経過する日まで（免許法第9条第4項）。

・10年の起算点を知るための書類が「学力に関する証明書」になる。

・所要資格を得た状態とは、基礎資格＋別表第1から別表第2の2の第三欄に定める科目の修得した状態をいう。教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目は別表第1から別表第2の2の第三欄に定める科目の修得でないため、これらの科目の修得年度は免許更新制に関係がない。そのため、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の上に上記の全ての単位を修得した年度欄がある。

☞大学の教員免許業務Q＆A　Q82

|  |
| --- |
| Q　「学力に関する証明書」にある「上記の全ての単位を修得した年度」欄は何の意味があるのでしょうか。以前発行していた分にはありませんでした。 A　「上記の全ての単位を修得した年度」という欄は、「学力に関する証明書」という名称が定められ、様式が規定された平成20（2008）年3月の免許法施行規則の改正で加わった項目です。以前というのは平成21（2009）年3月31日以前のことだと思われます。改正免許法施行規則の施行日である平成21（2009）年4月1日から、この項目が入った証明書を発行することになりました。この免許法施行規則の改正により様式の最低基準が明示されたのは、教員免許更新制の導入と関係があります。教員免許更新制の導入により、平成21（2009）年4月1日以降に発行される免許状には有効期間が付されることになりました。その有効期間の起算点は所要資格を得た年度の翌年度の初日（4月1日）となっています。「所要資格を得た」とは基礎資格（学位等）と免許法施行規則第66条の6に定める科目を除いた免許状取得に必要な教職関係科目を揃えることができた状態のことを言います。　学位を取得した日と、必要な教職関係科目を揃えることができた日の属する年度のうち、いずれか遅い年度から起算しますので、この「上記の全ての単位を修得した年度」欄は有効期間を求める上で重要になってきます。 |

◆証明書様式

・全国統一の様式というものは存在しない。

・教育職員免許法施行規則に定める事項を踏まえ、文部科学省の示した様式例をもとに各大学が様式を定めることになっている。【別紙：龍谷大学様式：新法・中一種免（2009年度以前入学生）】

・教育職員免許法施行規則に定める事項以外に任意とされている事項（教職に関する科目の含む事項や教科に関する科目の一般的包括的内容を含んで修得した旨の表示）について記載のない証明書については、証明元の大学に確認の必要があり、手間を要する。

【別紙⑤～⑯ページ：証明内容が判然としない学力に関する証明書】

【別紙⑰・⑱ページ：理想的な証明例】

◆証明権者

・教育職員免許法施行規則では「学長」となっているが、大学によっては学部長・研究科長の場合もある。（特に学長にこだわる必要はない。各大学で規定する証明権者であればよい。）

・自学科等で認定を受けていない学校種・免許教科の科目の単位を他学科受講により修得した場合の証明権者はだれか？　⇒　各大学の規定による。

☆2011/8/7文科省回答

|  |
| --- |
| 免許法第7条は、ご存知のとおり、証明書の発行義務を「大学」に課しています。また、学校教育法体系のうち大学の規定に関するもの（学校教育法、同施行令、同施行規則、大学設置基準など）についても、学部や学科という組織を置くことは書いてありますし、学科レベルの設置認可・届出に係る規定もありますが、学部や学科に対して義務や権利を規定しているものはありません。つまり、国の法令では、学部や学科でどのような事務を行うかは、基本的に、大学において決められるものという前提があります。おそらく、大学だと、学部自治や学部の事務があり、そこで、当該学生の面倒をどちらが見るのか、という話が出るのかと思いますが、外から見れば、どちらの学部で証明したかより、大学として証明したかの方が意味がありますので、適宜適切に事務をしていただければ結構かと思います。 |

◆証明書交付願

・請求者の求める様式での発行を行うため他の証明書の交付願と比べて多くの記入項目を要する。

・請求者の求め通りに発行したとしても、請求者の思い違いや理解不足で請求者の意図しない証明書を発行することもあり、苦情が寄せられることがある。

・しかし、発行者側としては請求者の意図がわからないことが多く、また電話で問い合わせて確認したにもかかわらず、請求者の求めるものと異なる場合があり、労が多い。

【別紙⑲～㉒ページ〈ページ番号を振ってません〉：龍谷大学様式、首都大学東京様式】

◆証明書（控え）の保存期間

・法令上の定めがないため、各大学の規定による。

◆発行料金・発行日数

・市役所等の証明書サービスは即日発行なのに、なぜ日数がかかるの？という苦情。

【別紙㉓ページ：学力に関する証明書に関するデータ】

以　上

1. 教員養成・免許制度研究会編『教員免許ハンドブック1』法令・解説編（第一法規、1991年）

第一法規株式会社の参照ページ（http://www.daiichihoki.co.jp/dh/product/617878.html） [↑](#footnote-ref-1)